

福岡市公報

平成27年 3 月26日 第6193号(別冊 4)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

人 事 委 員 会

○福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部改正

(規則第 1 号) 1

人 事 委 員 会

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年 3 月26日

福岡市人事委員会

委員長 小 山 邦 和

福岡市人事委員会規則第 1 号

福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則
(福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 1 条 福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年福岡市人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 号中「第 2 条第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号」を「第 2 条第 1 号から第 4 号まで」に改める。

第37条第 1 項中「自己啓発等休業承認」という。）の次に「、福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年福岡市条例第10号）第 2 条に規定する承認（以下「配偶者同行休業承認」という。）」を、「、自己啓発等休業承認」の次に「、配偶者同行休業承認」を加える。

別表第 1 級別標準職務表 3 消防職給料表級別標準職務表 5 級の項中「又は消防学校の校長」を削り、同表 6 級の項中「部長」の次に「、消防学校の校長」を加える。

別表第 8 休職期間等換算表中「限る。）又は」の次に「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）第11条の規定による」を加え、「介護休暇」を「勤務条件条例第11条の 2 の規定による介護休暇」に改め、「除く。）又は」の次に「勤務条件条例第11条の規定によ

る」を加え、同表自己啓発等休業承認の有効期間の項の次に次のように加える。

配偶者同行休業承認の有効期間	$\frac{1}{2}$ 以下
----------------	------------------

(福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 福岡市立学校の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年福岡市人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「自己啓発等休業承認」という。)の次に「福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年福岡市条例第10号)第2条に規定する承認(以下「配偶者同行休業承認」という。)」を、「自己啓発等休業承認」の次に「配偶者同行休業承認」を加える。

別表第7 休職期間等換算表中「限る。)又は」の次に「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。)第11条の規定による」を加え、「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)」を「勤務条件条例」に改め、「除く。)又は」の次に「勤務条件条例第11条の規定による」を加え、同表自己啓発等休業承認の有効期間の項の次に次のように加える。

配偶者同行休業承認の有効期間	$\frac{1}{2}$ 以下
----------------	------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の同項の任期中は、第1条の規定による改正後の福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条第1号の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の福岡市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条第1号の規定は、なおその効力を有する。